

戦没者の遺骨収集に関する有識者会議

令和7年度第2回議事録

厚生労働省社会・援護局援護企画課

○徳永課長補佐 それでは、皆様お揃いになりましたので、令和7年度第2回「戦没者の遺骨収集に関する有識者会議」を始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

司会を務めさせていただきます社会・援護局援護企画課の徳永と申します。よろしくお願いいたします。

初めに、厚生労働省事務局の鹿沼社会・援護局長より御挨拶申し上げます。

○鹿沼社会・援護局長 皆様、おはようございます。

厚生労働省社会・援護局長の鹿沼でございます。

本日は、それぞれ御多忙の中、また、朝早くからこの有識者会議に御参集いただきまして、本当にありがとうございます。

また、先生方、日頃からこの遺骨収集の問題をはじめといたしまして、非常に貴重な御意見、また御指導を賜っておりますこと、この場をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。

本事業につきましては、厚生労働省が策定しました事業実施計画に基づき、外務省、防衛省、そういった関係省庁をはじめとして、また関係機関とも緊密に連携しながら、取組を進めているところでございます。令和7年度におきましては、パラオ諸島、ビスマーク・ソロモン諸島、東部ニューギニアなどで現地調査や遺骨収集を実施し、着実に事業を進めているところでございます。

また、戦後80年の節目を迎える中、昨年でございますが、徐々に戦争の記憶というものが少しずつ薄れていくという中であって、私どもとしても周知ということが非常に大切だと思っており、映画とのタイアップや遺骨収集事業の広報動画、こういったものを制作するなど、より一層の周知にも努めているところでございます。

戦没者の御遺族が高齢化している現実を我々としては重く受け止め、一日でも早く、一柱でも多くの御遺骨の収容と送還を行い、御遺族の皆様の方へ一日でも早くお返しできるよう、引き続き事業を推進していきたい、このように思っているところでございます。

本日の会議、指定法人への指導監査結果、また戦没者の遺骨収集事業及び戦没者遺骨鑑定取組状況等について、事務局からも御説明をし、御議論いただくこととしております。

皆様方の何とぞ忌憚のない御意見を賜ればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

私、この後公務の関係で途中で出てまいりますけれども、事務方のほう、しっかりと先生方の御意見を伺わせていただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○徳永課長補佐 ありがとうございます。

鹿沼局長は次の公務のため、これをもちまして退席とさせていただきます。御了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

本日は、構成員5名、オブザーバー2名の皆様に御出席いただいております。なお、浅村オブザーバーにつきましては御都合により欠席となっております。

事務局の出席者は、お配りしております座席図のとおりでございますが、伊澤大臣官房審議官につきましては、公務のため欠席となりましたので、御了承願います。

なお、会議資料につきましては本日、議事録につきましては後日、厚生労働省のホームページにて公表いたします。

議題に移ります前に、本日の配付資料の御確認をお願いいたします。

議事次第、構成員等名簿、座席図、資料1「指定法人への指導監査結果について」、資料2「戦没者の遺骨収集事業の取組状況について」、資料3「戦没者の遺骨鑑定の取組状況について」、資料4「令和8年度予算案について」をお配りしております。

資料に不足がございましたら、事務局までお知らせください。よろしいでしょうか。

それでは、犬伏座長、御進行をよろしくお願いいたします。

○犬伏座長 本日も、お忙しい中、御参集いただきましてありがとうございます。

本日は、指定法人への指導監査結果についての御報告もあるということで、議題もたくさんございますけれども、よろしく願います。

本日の議題は、資料の御紹介にもありましたとおり、1「指定法人への指導監査結果について」、2「戦没者の遺骨収集事業の取組状況について」、3「戦没者の遺骨鑑定の取組状況について」、4「令和8年度予算案について」御議論いただくことになっております。

本会議の進め方ですけれども、まずは資料の説明を事務局からお願いしたいと思います。その後、構成員やオブザーバーの皆さんから御意見、御質問をいただくということで進めさせていただきますと思います。

なお、各資料の説明について、御質問が多岐にわたる場合は、毎回のお願いで恐縮でございますけれども、恐れ入りますけれども1つずつ質問をお願いできればと思います。

それでは、資料1についての説明を事務局からお願いしたいと思います。

○徳永課長補佐 事務局の徳永です。

資料1、指定法人への指導監査結果についての説明をさせていただきます。

1ページを御覧ください。

厚生労働省では、指定法人である日本戦没者遺骨収集推進協会に対して、毎年1回事務所へ立ち入り、法令などに基づき業務運営が適正に実施されているかについて指導監査を実施しております。

本日は、令和7年10月に実施した指導監査の結果について、令和7年度の指摘事項、昨年3月に開催されました有識者会議において構成員の皆様からいただいた助言や御意見を踏まえた指定法人の対応状況、令和6年度と令和5年度の指導監査における指摘事項への対応状況のフォローアップの順に説明させていただきます。

次に、2ページにつきましては、令和7年度の指導監査の概要を記載しておりますが、

3 ページ以降で具体的な内容を説明させていただきます。

3 ページを御覧ください。

令和7年度の指摘事項になります。口頭指摘が大きく分けて3点となります。

1つ目でございますが、海外派遣における仮払金の適正な管理・支出・精算です。仮払金とは、現地で発生する経費、例えば現地作業員の労務費や消耗品の購入などの支払いに充てるために、前もって派遣団に支給される資金のことです。

①につきましては、指定法人の会計規程細則においては、派遣期間中の会計及び契約行為を行わせるため、派遣団員の1名を会計責任者及び契約責任者として分任することとされていますが、分派する場合、複数の地域で調査活動を行う場合など途中で班が分かれることとなりますが、この場合は、本体から分派した班の班長に現金の一部が手渡されます。本体と同様、会計・契約行為が行われますが、これらの取り扱いについては、規程上に定めがありませんでした。そのため、実態として、会計責任者に命ぜられていない者が仮払金の管理及び支出を行っている事例が確認されました。これまで紛失などの問題は生じておりませんが、責任の所在をより明確化するため、規程上に定めを設けるように指導を行っております。

こちらについては、※印で記載しておりますが、令和7年10月30日付で会計規程細則などを改正し、分派する場合には、分任会計責任者を指名することや、仮払金の保管のための補助、リスク分散のために、現金を複数人で持ち運べるよう、補助者として会計担当者を複数名指名することができることとなっております。

②につきましては、海外での派遣団の所要額経費については、派遣先で必要な経費や概算額を算定して、仮払金として派遣団の会計責任者へ支出しておりますが、会計責任者は帰国後1週間をめどに精算して、残金を返納しなければならないこととなっております。一部の地域においては、指定法人と現地調査員との契約に基づき、年度当初に1年度分の派遣に必要な額を一括送金して、派遣終了後の残金を年度末にまとめて返納する運用が確認されました。また、送金された残金は年度末まで入金確認ができず、会計処理上、未収金として計上される事例が確認されました。

なお、こちらは4月以降に入金は確認できております。現地に多額の現金を預けておくことはリスクもございますので、会計規程に基づき、各派遣ごとに必要額を算定して、残金は持ち帰るよう、規程に則した運用となるよう指導を行いました。

③につきましては、仮払金精算に係る領収書などについて、一部の地域において、感熱紙のレシートは保存されているものの、印字が消えており、根拠資料として不十分なものが確認されました。

このため、現地でデジカメ撮影することや、外国語表記のままのものがございましたので、訳文を添付することについて指導を行いました。

4 ページを御覧ください。

2点目の指摘事項ですが、会計規則に基づいた契約手続の遵守です。

随意契約による契約の一部について、理由書は作成されていたものの、その根拠となる資料の添付がないものが確認されたため、入手するよう指導を行いました。

3点目の指摘については、適切な物品管理です。

物品管理規程においては、取得金額が5万円以上の備品については、備品台帳に記載しなければならないこととされておりますが、令和6年度に海外派遣で購入した5万円を超える物品について、備品台帳へ登載漏れが認められました。

このため、海外派遣で購入した物品についても備品台帳に登載し、紛失などが生じないよう、現地において適切に管理するよう指導を行いました。

次に5ページを御覧ください。

昨年3月の有識者会議におきまして、構成員の皆様方から様々な御助言や御意見をいただきました。いただいた御意見に対する指定法人の対応状況を御報告させていただきます。

1つ目につきましては、犬伏座長から、ルールに従った業務遂行をお願いしたい。また、竹内構成員から、競争参加資格がない業者との契約が認められたことや、仮払金の会議費において、基準に該当しない者との飲食について支出が認められたため、しっかりと改善されるまで確認いただきたいという御意見をいただきました。

こちら、経緯を申し上げますと、6ページに、令和6年度の指導監査における文書指摘、会計規則に基づいた契約手続の遵守について記載をしておりますが、一部の契約において、契約手続に関して作成すべき書類の作成漏れなど、過去の指摘事項に対する改善が定着していないものや、会計規則に則した処理がなされていないものが認められたため、速やかに是正措置を講じるよう、文書にて通知を行ったところです。

また、7ページの(2)に記載がございますが、仮払金の適正な支出に記載しておりますけれども、会議費の支出において、指定法人が定める基準に該当しない者との飲食に対する支出が認められたことなどの内容を昨年の有識者会議において報告しましたところ、いただいた御意見となります。

5ページに戻っていただきまして、確認状況を記載してございますが、令和7年度の契約に関しては、適切な事務処理が行われ、競争参加資格がない業者との契約は認められませんでした。

また、会議費の支出に関しても、令和6年度以降はルールに則り支出され、不適切な支出は認められませんでした。

今後も、適切な支出が行われるよう、引き続きフォローアップを行ってまいります。

次に、竹内構成員から、渡航中、領収書など支出の根拠となるものを確実に入手すること。また、業務に必要な支出であるか、業務に関係のない支出がないか確認することの御意見をいただきました。

確認状況につきましては、領収書などは入手していますが、先ほど御説明したとおり、改善が必要なものがございました。なお、業務に関係のない支出は認められませんでした。

次に、熊谷構成員から、文書指摘に合った競争参加資格要件がないことや、口頭指摘の

物品管理は本来、外部に指摘される前に内部で気づくべき。内部監査の体制をつくっていただきたいとの御意見をいただきました。

確認状況につきましては、令和7年度より、事務担当者が自己点検できるチェックリストを作成して、決裁者も、このチェックリストを基に、適切に事務が行われているかを確認する仕組みを導入いたしまして、この仕組みによって、適切に行われていることが確認できました。

また、物品管理については、管理担当を事業部から総務部に変更しまして、共用簿の様式も改め、適切な管理が行われていることが確認できました。

今後も引き続き、定着状況などについてフォローアップを行ってまいります。

次に6ページを御覧ください。

令和6年度指導監査における指摘事項への対応状況（フォローアップ）となりますが、文書指摘の会計規則に基づいた契約手続の遵守については先ほど説明させていただきましたので、省略させていただきます。

その下の口頭指摘の適切な物品の管理につきましては、デジタルカメラやGPSといった共用物品を返却せずに、実質数か月、個人の手元に置いていたというものです。

こちらにつきましても、先ほど説明させていただきましたが、管理担当部署の変更や様式改正により改善済みとなっております。

次に7ページを御覧ください。

(2) 仮払金の適正な支出につきましては、先ほど説明させていただきましたが、会議費の支出は令和6年度以降は基準に則っており、不適切な支出は確認できませんでした。改善済みとなっております。

ただ、過去の会議について実態を調査しましたところ、令和4年度においても不適切な支出が認められましたので、支出金額の返納を求めることとしております。

次に、(3) 出張の初日、最終日における勤務時間管理の見直しについては、出張時における所定労働時間の扱いが不明確となっている事案がございましたが、時間休の取得やテレワークなど実態に即した運用へと改善されております。

次に、令和6年度監査の助言事項となりますが、物品購入の一元化です。派遣時に必要な消耗品、例えば相手国関係者へのお土産ですとか、医薬品などになりますが、これらを職員が個々に私費にて立替払いの購入を行っているケースが多々ありまして、立て替えた職員への振込手数料も高額となっております。このため、私費による立替払いではなく、総務部などが取りまとめて一括購入するよう助言を行いました。こちらは令和7年度から、立替払いは原則不可といたしまして、総務部で一括購入へ改め、改善済みです。

(2) 自動更新契約に係る契約更新時の確認です。自動更新条項がある契約に関しては、毎年度、契約内容を精査していないものが見受けられましたので、毎年度、契約内容を精査して、必要に応じて受託者と協議の上で更新するよう助言を行ったところです。こちらは、令和7年度からは、専務理事までの決裁を経て自動更新を行っておりますので、改善

済みとなっております。

8 ページを御覧ください。

令和5年度の指導監査における指摘事項への対応状況（フォローアップ）となります。

口頭指摘の会計規則に基づいた契約手続の遵守については先ほど説明させていただきましたが、一部改善が必要なものがございましたので、引き続き確認を行ってまいります。

助言事項の振替休日の取得時期については、指定法人が行う遺骨収集などの派遣において、土日休日勤務をした場合には、就業規則では休日勤務後原則1か月以内に振替休日を取得することとされておりますが、次の派遣や報告業務が立て込んでいるため、3か月後に取得したというケースがございました。

厚生労働省としては、できるだけ規程の原則どおりに振替休日を取得できるよう体制を整えていただくことや、国の場合では、休日勤務の前4週、後ろ8週の振替が可能であるところがございますので、必要に応じて規程の改正を検討するように助言を行ったところです。

対応状況を確認したところ、概ね1か月以内の取得に励んでいますが、派遣が多い職員は取得が厳しい状況になっておりますので、引き続き派遣スケジュールや人員配置の効率化を図るよう助言を行いました。

各監査項目における指摘事項や対応状況の説明は以上となりますが、最後に2ページを御覧いただけますでしょうか。

令和7年度監査の対処方針として記載しておりますが、法令違反による文書指摘を行う事例はなかったものの、違反の程度が軽微である口頭指摘があったため、適切な管理が行われているかどうか、適宜改善状況の報告を求め、適正な業務運営が行われるよう継続的な指導を行うとともに、引き続き指導監査を行ってまいります。

また、構成員の皆様からの御助言・御意見に対しての指定法人の取組状況につきましては、継続して改善が図られていることの確認を行い、見直しが必要な場合には、随時、指導・助言を行ってまいります。

説明は以上となります。

○犬伏座長 犬伏です。

ただいまの説明について、御質問、御意見はございますでしょうか。

竹内構成員、お願いします。

○竹内構成員 令和7年度の指導監査の概況について、御説明ありがとうございます。

今回は、令和7年度の指導監査では口頭指摘事項が3点ということで、文書指摘等、重要な事項もなかったということで、把握いたしました。

事前に指導監査に当たっては毎年コメントを出させていただいておりますけれども、今回は、口頭指摘ではありますが非常に重要な事項が指摘されているかと思っております。指定法人さんは海外派遣後を前提にしたというか、海外派遣をされる中で事業が遂行されるということですので、どうしても仮払金というものは必然的に出てくると。そちらの仮払

金をいかに不適切な支出がないようにというか、エラーのないように管理するかというのが非常に大事なところになってくると思います。繰り返しになってしまうのですが、御報告の内容と、分派される場合の責任の明確化については適切な規則の改正だと思います。

2つ目の年度末に一括して現地の仮払金が返納される。多少それが遅れて未収金になっているという事情もございますけれども、一括して年度末に返金されるというのがイレギュラーな処理だということで、こちらについては御説明もありましたけれども、一定期間仮払いの状況が継続するというか、現地にお金があるという状況自体が非常に現金の管理のリスクを伴うものになりますので、規程どおり派遣から帰ってこられたときに精算をするという形で、会計規則に則った運用をするように指導なさったということで、指定法人さんもその当たり、現金の煩雑な精算行為というのは大変かとは思いますが、遵守していただきたいなど。②番については非常に重要な指摘事項であったかなと思っております。

そして、③番で、こちらは非常に細かいのかもしれませんが、仮払いが適切に精算されているかどうかというのは、その根拠資料がなければ判断できないわけで、ただ、海外への派遣であるとか、様々な箇所に派遣する中で、領収書が非常に判別しづらいということも多々あるかと思いますが、その辺りは責任者、先ほど規程の改正も行いまして、会計責任者として分任された方を中心に領収書の記載を明確化して、事後的なチェック、精算行為が適切になされるように工夫をしていただきたいなど思いました。今回は非常に重要な指摘だったのではないかなと思っております。

残り、これまでの指摘事項ないしはコメントについて、フォローアップをずっとしていただいております。要改善事項がほとんどになっているかと思いますが、一部契約手続であるとか、今後も改善が必要になってくる点もあるかと思っておりますので、引き続き、指導監査のほうをお願いしたいと思うとともに、指定法人さんのほうにつきましても、厚労省さんの監査は年に2日程度行かれるだけということで、全てを見ることはできませんし、全てを把握することもなかなか難しいかと思っておりますので、指定法人さん自らのチェックリスト等を用いた内部管理体制をしっかりと継続して、維持していただきたいなど思いました。

以上です。ありがとうございました。

○犬伏座長 ありがとうございました。

特に事務局に何か説明を求めるといってもなかったと思うのですが、口頭指摘にはなっているけれども、非常に重要な指摘が含まれているので、文書指摘とまでは行かないけれども、その中間ぐらいの指摘になっているのではないかなというようなことでございます。

熊谷構成員、お願いします。

○熊谷構成員 熊谷です。

昨年、私のほうで、内部監査の体制をつくっていただきたいという意見を申し上げまして、今年、きちんと対応していただいたということで、ありがとうございます。限られた

人員の中でいろいろとやりくりが大変だと思うのですけれども、きちんと対応されているということで、これについてはこのまうまく回るようにしていただければというように思います。

この監査体制なのですけれども、今回いろいろと指摘事項がまだ残っておりますので、規程を改正したということで対応されているということなので、あとはその規程どおりにきちんと行われているということが内部の中でもチェックできるように、内部監査の体制をさらに1段上げていただくというようなことも含めて対応していただければというように思います。

方向的には、間違った方向には全く行っていないので、このままの体制を進めていただいて、よりいろいろな問題が起こらないようにということで、体制を整えていただければというように思います。

以上です。

○犬伏座長 ほかに御発言は。

浜井構成員、お願いします。

○浜井構成員 浜井です。

御説明ありがとうございました。

資料の3ページの口頭指摘、(1)①の中に出てくる分派について確認をさせていただきます。調査あるいは収集に派遣される際に、本隊があつて、計画の中であらかじめ分派が決まっている場合と、現地の判断で分派が必要になる場合と、2つのパターンがあるかなと思いますが、その認識で合っていますか。

○星野事業課長 御認識のとおりでございます。

○浜井構成員 ありがとうございます。

ということは、この分派というのは、令和6年度に限らずこれまでも行われてきたと思います。今回なぜこれが取り上げられたのか、令和6年度だけそういった事例が見られたのか、それ以前は問題なかったのかという点についてはいかがでしょうか。

○星野事業課長

おっしゃるように、分派については、過去にも同じように分派して、派遣団を組んでいた経緯がございます。

これについては、これまでルールが逸脱していたといった状況でございまして、今回の指導監査で初めて確認ができて、指導したといったことでございます。

○浜井構成員 ということは、令和6年度より前もそのようなことが行われていたが、指導監査においてはそこのところが見過ごされていたということになります。これはもちろん推進協会においても改善をしていくべきことではあります。事業は継続的に行われており、大体通常同じ実態というか形で行われている中で、このような指摘漏れといったことがないように、それ以前まで遡って注意をするということはなかなか難しいと思いますが、指導監査をする側もしっかりと気を引き締めて、漏れのないように監査をして

いただきたいと思います。

以上です。

○犬伏座長 ありがとうございます。

この事業が期間延長になりましたし、それから、状況に応じて派遣事業も増えてくるという中で、従前見過ごされていたようなこともあるかと思imasので、次回の指導監査においては、丁寧な指導監査をよろしくお願ひしたいと思imas。

佐藤さんのほうから何かありますか。

○佐藤オブザーバー 佐藤でございます。

厚生労働省さんから御指摘を受けたことに関しましては、真摯に受け止めて改善を図ってまいりたいと思imas。

実地監査は年に2日しかございませぬけれども、常日頃から厚生労働省さんとは連絡を取って御指導を受けておりますので、今後、問題点については改善を図っていきたく思っております。

○犬伏座長 監査自体は1回ということですがけれども、日頃というか、どのくらいの頻度かは分かりませぬけれども、密接に御指導、御相談いただくということだということて理解しました。

ほかにかがございませぬか。大丈夫ですか。

それでは、次の議題に移りたいと思imas。資料2についての御説明をお願いいたします。

○手塚事業推進室室長補佐 事業推進室の手塚と申します。

資料2、戦没者の遺骨収集事業の取組状況について御説明させていただきます。前回の会議、令和7年9月からの変更点などを中心に御説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

資料の1ページの戦没者の遺骨収集事業、2ページの地域別戦没者遺骨収集事業概見図につきましては、時点の更新、令和7年7月末から令和8年1月末に時点が更新されたところてございまして、件数や内容につきまして変更はございませぬ。

続きまして、3ページを御覧ください。

収容遺骨数の推移と今後の遺骨収集の実施方針についてでございます。

遺骨収集数の推移としまして、令和3年度から令和7年度まで過去5年間の遺骨収容数及び検体数について記載しております。

令和7年度の欄につきましては、前回会議では7月末までに実施した状況を記載しておりましたが、今回の資料は令和8年1月末時点となっております。

欄の上段には、DNA鑑定を行うために送還した遺骨検体数、柱相当を記載しております。下段には、送還しました御遺骨の柱数を記載しております。

資料の右下の令和7年度の合計数を御覧ください。425柱相当のDNA鑑定用の検体と114柱の御遺骨を送還しております。

御遺骨につきましては、硫黄島から23柱、中部太平洋地域ではパラオ諸島から91柱の御遺骨を送還したところでございます。

続きまして、4ページを御覧ください。

今後の遺骨収集の実施方針につきましては、令和5年6月に遺骨収集推進法の一部が改正されまして、集中実施期間が5年延長されまして、令和11年度までとされました。

前回とそちらの内容に大きな変化はございませんが、資料の中段、旧ソ連等抑留中死亡者埋葬地の遺骨につきまして、令和7年9月に危険情報の内容が一部改訂されまして、遺骨収集や慰霊といった人道目的への渡航は妨げないこととなりました。しかしながら、渡航中止勧告は維持されたままでございまして、ロシアへの渡航を控えるということが基本であることに変わりはなく、仮に遺骨収集等の事業を再開する場合には、現地の日本国大使館や総領事館等と連絡を密接に取りまして、十分な安全対策を講じることが前提とされております。

続きまして、5ページを御覧ください。

上段の枠につきましては、各国の入国制限の状況でございます。先ほども申し上げたところでございますけれども、海外危険情報につきまして、ロシアとミャンマーの一部については引き続きレベル3ないしレベル4の危険情報が発出されております。遺骨収集事業の実施につきましては、現地の日本国大使館などと連絡を密接に取り、十分な安全対策を講じた上で実施しているところでございます。

それ以外の地域につきましては、治安上の問題はなく、おおむね計画どおりに派遣を実施できているというところでございます。

次に、2段目の枠でございます。令和7年度の事業計画及び収容数でございます。

各地域において実施しております現地調査等及び遺骨収集事業につきまして、令和7年4月から8年1月までの派遣の実績、それと、令和8年2月から3月までの実施予定を記載しております。右側の欄に収容または送還しましたDNA鑑定用の検体数と御遺骨の数を記載しております。現地調査等については、今年度は66派遣、遺骨収集事業につきましては24の派遣を計画、実施しているところでございます。

続きまして、6ページでございます。

硫黄島につきましては、9月1日に現地で噴火が起こりまして、そちらの噴火が現地の硫黄島の施設の燃料補給のためのパイプラインに被害が及んでおります。その影響で島内での活動に制限がかかってしまいまして、その影響によりまして遺骨収集及び慰霊巡拝事業が実施できない状況でございました。

しかしながら、防衛省とも調整を行いまして、今回、3月に規模を縮小した形で遺骨収集が実施できるようになりました。遺骨収集につきましては、第1回目で、先ほど申し上げましたけれども23柱の御遺骨とDNA鑑定の検体を持ち帰っているところなので、3月にも御遺骨と検体を持ち帰る予定でございます。

7ページを御覧ください。

沖縄県の調査及び遺骨収集につきましては、大規模な遺骨収集につきましては厚生労働省が、県民などの情報などによる地表付近で発見された御遺骨につきましては、沖縄県に委託して事業を行っております。

現時点で国の実施が必要となるような大規模な遺骨収集に当たるような大規模壕などについての計画はございません。

次に9ページ、各地域の取組状況について御覧ください。

旧ソ連地域と南方の各戦域などにおける取組状況が21ページまで占めておりますので、動きのあった部分につきまして、個々の地域の状況について順に御説明させていただきます。

旧ソ連につきましては、先ほど申し上げましたとおり、ロシアによるウクライナ侵攻を受けまして事業実施が困難な状況にございます。令和7年9月に危険情報の一部が改訂されまして、遺骨収集や慰霊といった人道目的での渡航は妨げないということになりましたので、外務省や現地の日本国大使館などと連絡を密接に取りながら、ロシア政府との協議を進めているところでございます。

カザフスタン及びキルギス共和国につきましては、本年10月に埋葬地調査を実施して、今後においては、保有する情報に基づき埋葬地調査及び遺骨収集を実施してまいります。

タジキスタン共和国につきましても、本年7月から8月にかけて埋葬地調査を実施したところでございます。こちらも今後、新たな埋葬地情報が寄せられた場合に調査を実施するという形になっております。

続きまして、10ページを御覧ください。

モンゴルにつきましては、本年8月に埋葬地調査を実施し、今後も保有する情報に基づいた埋葬地調査及び遺骨収集を実施してまいりたいと思っております。

ウズベキスタンにつきましては、こちらも13か所の埋葬地情報を保有しているところでございますが、宗教上の理由により、ウズベキスタン国内での遺骨収集の許可が得られない状況でございます。事業の実施に向けまして、令和6年から相手国政府関係機関と協議を行っているところでございます。協議につきましては、令和8年3月にも引き続きまして埋葬地調査についての協議を実施予定となっております。

次に、11ページを御覧ください。

こちらは沖縄県と硫黄島の取組状況でございますので、先ほどの御説明と重複となりますので、説明は割愛させていただきます。

12ページを御覧ください。

ギルバート諸島は、タラワ環礁でアメリカのDPAAが収容し、アジア系と判定された御遺骨からDNA鑑定の検体を令和7年7月と8年1月で計126検体受け取っております。

また、マキン環礁においては、令和8年1月に現地調査及び遺骨収集を実施しまして、DNA鑑定用の検体6柱相当を送還しているところでございます。

パラオ諸島につきましては、アンガウル島とペリリュー島の集団埋葬地における遺骨収

集を継続して取り組んでおります。令和7年5月に当時の福岡厚生労働大臣がパラオを訪問しまして、パラオにおける遺骨収集の加速化に向けた協力要請を行い、パラオ側からも全面的に協力するという了解を得ております。令和7年12月に91柱の御遺骨とDNA鑑定用の検体213柱相当を送還したところでございます。今後においても、アンガウル島とペリリュエ島の集団埋葬地での遺骨収集に鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

ミクロネシア連邦につきましては、沈船の調査・収集、主にトラック諸島で行っております。令和7年9月には、「追風」の船からDNA鑑定用の検体23柱相当を送還したところでございます。

続きまして、13ページです。

フィリピンにつきましては、平成30年度にフィリピンの外務省と厚生労働省との間で遺骨収集に関する協力覚書を締結しまして、それ以降は順調に遺骨収集、調査事業を実施してきたところでございます。しかしながら、令和5年にフィリピン政府における遺骨収集の主管機関がフィリピン外務省からフィリピン内務自治省に引き継がれることになりまして、それに伴いまして、フィリピン内務自治省を署名者とする協力覚書の改訂についての提案がありました。フィリピン側からは、覚書の改訂中でも遺骨収集事業の継続には協力するという御発言がありましたため、遺骨収集事業の実施と並行しまして覚書の改訂作業を進めているところでございました。

これまでの間、フィリピン側から提示された改訂案を基に意見調整を行ってきまして、昨年11月に実施予定の現地調査、遺骨収集の実施に向けてフィリピン側と調整を行っていたところ、その時点でフィリピン側から、従来の協力覚書は無効となっているので、今後、協力覚書が改訂されない状況で遺骨収集事業の協力は難しいという態度が示されましたことから、現状、遺骨収集事業が実施できないという状況になってしまいました。

フィリピン側から提示された覚書改訂案の具体的な内容やこの間の調整状況の詳細については、フィリピン側との関係もございまして、明らかにするという事は控えさせていただきますが、現在もフィリピン側との調整を鋭意進めているところでございまして、今後、早期に覚書を取り交わし、事業を再開したいと考えております。

続きまして、14ページです。

タイにつきましては、保有する情報について、令和8年3月に現地調査を予定しているところでございます。

ミャンマーにつきましては、現地情勢の悪化と令和7年3月に起こった大規模地震の影響により、現地調査、遺骨収集が実施できない状況でございましたけれども、首都圏付近地域では比較的問題ないということでありまして、10月に現地関係機関と協議をした結果、事業の再開の了解を得ました。それを受けまして、1月から2月にかけてマンダレー地域で現地調査及び遺骨収集団を派遣したところでございます。

インドにつきましては、現在、ナガランド州で実施をしております。9月及び11月に現地調査を実施しました。2月にも現地調査を行い、日本人戦没者と判定された御遺骨2柱

を送還したところでございます。

続きまして、15ページです。

バングラデシュでは、イギリスの戦没者委員会が管理している墓地に捕虜収容所で亡くなった日本兵が埋葬されているという情報がございまして、令和7年12月にチッタゴンの戦没者墓地で遺骨収集を実施しまして、DNA鑑定用の検体19柱相当を送還したところでございます。

北ボルネオは、主にマレーシアの情報でございます。令和7年8月にマレーシアの国防省と協議を行いまして、現地調査の実施許可が得られましたので、1月に現地調査を実施したところでございます。

インドネシアにつきましては、両国間の協定に基づきまして、インドネシア政府の関係機関においてDNA解析を行い、そのデータを踏まえまして、日本側、厚生労働省のほうで日本人戦没者と判定された場合に、焼骨の上、日本に送還するという形になっております。その協定に基づきまして、7月から8月にかけて、9月と11月、それと令和8年2月に現地調査及び遺骨収集事業を実施したところでございます。

続きまして、16ページです。

東部ニューギニアとビスマーク・ソロモンにつきましては、こちらは相手国政府の協力も良好な地域でございますので、引き続き現地政府と協力をしながら、現地調査、遺骨収集を行っていくというところでございますが、パプアニューギニアにおいて、9月の後半から10月にかけて全地方政府の選挙が行われましたことによりまして、治安の影響が考えられるというところで、その期間は派遣を外しまして、11月から12月に現地調査及び遺骨収集を実施しまして、DNA鑑定用の検体28柱相当を送還したところでは、2月にもポートモレスビーで17柱の御遺骨を送還したところでございます。3月にもオロ州で現地調査及び遺骨収集を実施する予定でございます。

ビスマーク諸島につきましては、10月から11月にブーゲンビル島で現地調査を実施しました。

ソロモン諸島のほうでは、12月にガダルカナル島で遺骨収集を実施しまして、DNA鑑定用の検体70柱相当を送還したところでございます。1月から2月にかけてはニューブリテン島で現地調査、2月から3月にはブーゲンビル島で遺骨収集を実施する予定でございます。

17ページです。

樺太につきましては、ロシアのウクライナ侵攻を受けて実施することが困難な状況でございまして、こちらも引き続き外務省や現地の日本国大使館等と連携を取りまして、ロシア政府と協議を進めているところでございます。

18ページです。

中国に関しましては、中国国内の国民感情を理由として遺骨収集が実施できていないところでございます。こちらについても引き続き外務省と連携しまして、機会を捉えて遺骨収集の実施に向けて働きかけを行いたいと考えているところでございます。

ノモンハンでの取組につきましては、モンゴルの赤十字社と協力の上、7月から8月にかけて遺骨収集を実施しまして、DNA鑑定用の検体20柱相当を送還したところでございます。

マーシャル諸島につきましては、10月にウォッセ環礁において現地調査、遺骨収集を実施しまして、DNA鑑定用の検体15柱を送還したところです。1月にもクエゼリン環礁において現地調査、遺骨収集を実施しまして、DNA鑑定用の検体2柱相当を送還したところでございます。

続きまして、19ページです。

マリアナ諸島です。遺骨収容が可能な遺骨情報につきましては、主にサイパン島とテニアン島でございます。テニアン島につきましては、米国資料に基づき集団埋葬地が確認されておりますので、こちらもパラオ諸島と同様にしっかりと集団埋葬地の遺骨収集に取り組んでまいるところでございます。7月、8月、9月にテニアン島とサイパンにおいて現地調査を行っておりまして、2月から3月にかけて遺骨収集を実施する予定でございます。こちらもアメリカのDPAAが収集しましてアジア系と判定された御遺骨からDNA鑑定用の検体を令和8年1月にマリアナ諸島の御遺骨ということで2検体受け取っております。

アリューシャン列島のアッツ島は、アメリカとの共同によりまして、8月に上陸調査を行いまして、御遺骨が埋葬されている可能性のある場所や、米国沿岸警備隊が使用していた旧滑走路、旧宿舍などの予定していたポイントの調査を米国側と協力の上、行うことができました。来年度からは、米国において環境影響評価が開始される予定となっております。

20ページです。

台湾につきましては、台湾とフィリピン間のバシー海峡というところで沈没した艦船において遭難されて台湾に流れ着いた御遺体を現地の方が収容して埋葬したという情報がございます。それらの御遺骨につきましては、令和7年1月と9月に現地政府との協議と関係者からの聞き取りをしております。この情報に基づく現地調査の実施に向けまして、今、関係各所との調整を行いたいと考えているところでございます。

続きまして、21ページです。

地域不明と整理をしておりますけれども、米国に在住の方、アメリカの方が、日本人戦没者の御遺骨を保管しているという情報がございます。そちらの経緯の確認と形質の鑑定を行いまして、検体を採取するために1月に遺骨受領派遣を実施しております。こちらでDNA鑑定用の検体1柱相当を送還しております。

また、このアメリカの派遣に合わせまして、ハワイでDPAAが収容してアジア系と判定された御遺骨からDNA鑑定用の検体を受け取っているところでございます。

各地域の取組状況について、全体的な説明は以上でございます。

続きまして、22ページでございます。

こちらは、保有する遺骨及び埋葬地情報の推移についてでございます。

令和5年度に法改正を行いました政府の基本計画で、各国の国立公文書館などにおける

資料調査などにより得られた埋葬などに関する情報が令和4年3月末時点で約3,300か所ございまして、令和11年度までに御遺骨の有無を確認することとなっておりますので、こちらの表につきましては3,300か所、当時あった情報の推移を記載しております。

保有情報につきましては、令和4年3月末時点で3,266か所ございました。その中で、現地調査を行う中で現地の方からほかにも遺骨がありますよというような形で得られた新しい情報もございまして、新しい情報としまして685か所の情報を得ておりますので、含めると保有する情報の総数は3,951か所となります。

その中から、これまで令和7年9月末までの間に現地調査などを行いまして、調査概了と判断された箇所が1,217か所ございます。そちらの差し引きになるものが保有情報数という形でございます。令和7年9月末で2,734か所の情報を持っているという形になります。下段にございますのが、各地域における保有情報数を記しております。

23ページにつきましては、こういった情報を基に、令和4年度には31回、令和5年度には34回、令和6年度には37回、令和7年度につきましては先ほど申し上げました66回の現地調査などと24回の遺骨収集の実施に取り組んでいるところでございます。

続きまして、24ページでございます。

こちらは先ほども御説明させていただきましたけれども、公文書館などからの資料調査により集団埋葬地の位置を特定できたという事例でございます。パラオ諸島のペリリュー島とアンガウル島の集団埋葬地の位置を示す情報に基づきまして、現地調査と掘削等の調査を行いまして、集団埋葬地と判断した2か所でございます。集団埋葬地ということで、鋭意、遺骨収集に取り組んでおりますところで、令和8年1月時点でペリリュー島では185柱、アンガウル島では296柱相当の御遺骨を現地にて収容しているところでございます。

25ページにつきましては、先ほども御説明させていただきましたけれども、パラオの集団埋葬地の遺骨収集を加速化させていきたいということでございまして、それについてパラオ政府の協力が必要不可欠ということになりますので、令和7年5月に福岡大臣がパラオを訪問しまして、慰霊碑などの献花に併せまして、パラオ政府の担当大臣と懇談を行いました。その中で、遺骨収集を加速化するためのお願いをしまして、パラオ政府としても全面的に協力するという了解が得られましたので、その事案について、その際に報道した資料を添付しております。

26ページにつきましては、テナアン島においても集団埋葬地を確認することができましたので、こちらにつきましてもしっかりと遺骨収集に取り組みますというところでございます。令和8年1月の時点で86柱相当を現地にて収容しているということでございます。

27ページは、戦没者の遺骨収集事業に関する広報の取組についての御説明となります。

12月5日に全国公開されました『ペリリューー楽園のゲルニカー』という漫画原作であるアニメ映画とタイアップを行いますことを9月3日に厚生労働省から報道発表しております。こちらは、映画会社のほうからタイアップについて申出があり、実現されたものでございます。

27ページの右下にございますのが、映画とのタイアップポスターのデザインでございます。

遺骨収集事業の取組や、御遺骨を御遺族へ送還する、お返しするためのDNA鑑定の取組について記載しております。

こちらは全国都道府県庁や市区町村の役場などに掲示してもらって、厚生労働省が行っている遺骨収集事業をいろいろな方に知っていただくきっかけになることを期待しているところでございます。

続きまして、28ページです。

こちらは、戦後80年事業としまして、遺骨収集事業の広報動画を制作しまして、厚生労働省ホームページにおいて公開を行ったもので、12月25日に報道発表しております。こちらの動画は実際の遺骨収集の様子や携わる方々、御遺骨を受け取られた御遺族などの思いが伝わるような内容となっております。

今回のポスター掲示や動画によりまして、厚生労働省が行っている遺骨収集事業をより多くの方が知っていただくきっかけになることを期待しているところでございます。

資料2についての御説明は以上となります。

○犬伏座長 資料2についての御説明、ありがとうございます。

ただいまの説明について、御質問、御意見はございますでしょうか。

黒沢先生、よろしく申し上げます。

○黒沢構成員 黒沢です。どうもありがとうございました。

2点ほどあるのですが、1点目は確認ですが、3ページ目の表のインドネシアのところですが、「西イリアンを除く」というのは、そもそも遺骨収集の対象地なのですか。この後の説明ですと、「インドネシア（西イリアンを含む）」というものしか出てこないのですが、それが1つ御質問というか確認です。

もう一点は、毎度で恐縮ですが、10ページ目のウズベキスタンのところで、協議を実施されているようなのですが、これについて進展が見込めるのかどうかというようなことについてお伺いしたいのです。

以上2点です。

○犬伏座長 事務局のほうからお答えいただければと思います。

○野口事業推進室長 御質問ありがとうございます。事業推進室長の野口でございます。

まず、1点目の3ページの「インドネシア（西イリアンを除く）」、西イリアンはニューギニア島の西側だったり、その上のビアク島だったり、パプア州の辺りを中心に今、遺骨収集に取り組んでおりまして、西イリアンを除いた場所、ジャワ島だとかそういったところにも戦没者はいらっしゃいますので、遺骨収集の対象地域としてございます。

2点目のウズベキスタンですが、10ページの資料にもございますが、今月、職員を現地に派遣しまして、ウズベキスタン側と協議をしてまいるのですが、やはり宗教上の理由もありまして、もうお墓として整備されているものについてはなかなか厳しいようなお話も

伺っておりますが、整備されていないところもございますので、そうしたところにつきましては遺骨収集をできるように、ウズベキスタン側に申し入れて取り組んでいきたいと考えております。

○黒沢構成員 ありがとうございます。

1点目の西イリアンを除くところですが、そうしますと例えば15ページにインドネシアは西部ニューギニア等を含んでの項目があるのですが、例えば15ページの辺りにインドネシアの西イリアンを除くという項目を設けていただいたほうが良いということになりますか。

○野口事業推進室長 3ページの表と15ページの記載は整合性が取れていない部分がございますので、書き方につきましては検討させていただきたいと思います。

○黒沢構成員 よろしく願いいたします。

○犬伏座長 2ページの地図を見ていると、確実に分けて書かれているように思いますが、表のまとめについて整合性を取っていただければと思います。

それでは、ほかに御質問ございませんでしょうか。

浜井構成員、お願いします。

○浜井構成員 御説明ありがとうございました。

3点ほど確認と質問ということでさせていただきたいと思います。

まず最初に、御説明にありましたフィリピンに関してですが、先方の主管替えということもあり、覚書の改訂について今、交渉中といいますか調整中という御説明がございました。フィリピンは、実績数のところにもありますけれども、まだ多くの未収容の御遺骨があるという箇所がございますので、少しでも早く再開をしていただきたいなと思うところであります。もちろん先方の事情もあるということだと思っておりますが、既に調整を行って積み重ねてきているということですので、例えば令和8年度に入れば再開できそうという見通しがあるのかどうか。その見通しについて、分かる範囲で教えていただきたいと思っております。

○犬伏座長 それでは、今の点について、何か分かる範囲でよろしいので、なかなかフィリピンも読めない国のような気がしますので御苦勞はあるかと思いますが、お願いします。

○野口事業推進室長 御質問ありがとうございました。

フィリピンなのですが、この間、フィリピン側と協議、調整を進めておまして、冒頭説明させていただいたとおり、協議の具体的な内容につきましてはなかなかこの場で御説明することは難しいのですが、かなり詰まってきたとは考えておりますので、令和8年度早期に遺骨収集事業が再開できるように取り組んでまいりたいと考えております。

○浜井構成員 分かりました。よろしく願いいたします。

続きまして、沖縄に関してですが、御説明いただいた資料の本日のページ数で言うと22ページに、保有情報と調査の概了した数が統計的に出されております。一番下方部にある内訳の中の一番左側に沖縄があり、あと22件だという数字の記載がございます。

事前説明をいただいたときに、沖縄の保有情報というのはそもそも幾つあって、どういう状況なのかということをお尋ねしました。その後事務局からいただいた統計と申しますか情報で申しますと、保有情報の総数が105件あったということです。調査概了が83件で、したがって、ここに沖縄22件という数字が出てきているのだらうと思います。

その中で発見した御遺骨の数が51柱であると御報告をいただきましたが、先般、メディア等で報道もされたとおり、国から沖縄のほうに委託された調査というのは177か所であり、その成果はゼロであったというようなことが、昨年後半に幾つか報道がありました。これらの数字と何かずれがあるなと思うわけなのですが、その辺の整合というのはどうなっているのか教えていただけますでしょうか。

○犬伏座長 事務局のほうからその説明をお願いいたしたいと思います。

○野口事業推進室長 事前に御質問いただきまして、今、浜井先生から御説明があったとおり、この間、令和4年3月末から令和7年9月までに保有情報総数が105件ということなのですが、それとは別に厚生労働省が海外の公文書館で沖縄の遺骨情報を177件、沖縄県に調査を依頼したと。この数字に齟齬があるのではないかと申すところなのですが、この177件につきましては、平成28年度頃から沖縄県に調査を依頼しておりまして、時点が異なっているというところで、数字が異なっているというところなのです。

○浜井構成員 私が把握している範囲で言うと、平成28年にその調査を依頼したのかどうかというのは定かではありませんが、数字としては、177件というのは平成30年度以降の数字であると理解をしております。開始時点で数字の齟齬があるのかもしれないのですが、そこから令和6年度までの調査で177件全て終わったという報道になっています。そこで見つかった御遺骨はゼロであったということです。したがって、今回いただいた数字とはやはり齟齬があるのだらうと思うのですが、それはどうしてなのか説明していただけますか。

○野口事業推進室長 177件、海外資料調査で取得した情報を沖縄県に調査依頼したのですが、そこに関しては、現在のところ成果はゼロ柱なのですが、事前に御説明させていただいた発見した御遺骨の数51柱につきましては、沖縄のほうで現地で入手した情報に基づいて遺骨収集をやった結果、51柱を収容できたというところがございます。

○浜井構成員 数字が幾つも出てきていて、どう把握していいのかが分かりづらい部分があるのですが、いわゆる保有情報の総数というものは、海外公文書館で得られた情報に加えて、現地で得られた情報を加えた数字であると理解をしております。それで間違いないとするならば、今言ったような切り分けというのはおかしな話で、177という数字の中に、少なくとも105という数字は重複して含まれていると理解されるのではないかと思うわけです。そうであるならば、51柱が発見されたという御説明と、177か所調査をした結果、成果はゼロだったという、非常に乖離があると思われるわけです。整合性が取れていないと思うのですが、いかがですか。

○野口事業推進室長 105件は令和4年3月末からの件数になりますが、177件につきましては、令和4年3月以前に調査を終えているものもございまして、この105件の中には海外

の公文書館から取得した情報の未調査の部分だったり、現地で得られた情報を加えた数字となります。

○浜井構成員 時間もあると思いますが、ただ、それでは全然納得ができないのでして、177件というのは令和6年度で調査が概了しているわけで、これは間違いないですよ。令和6年度までで成果はゼロだったということは、令和7年度のみで51柱見つかったという形になるということですか。でも、そのような報告は恐らく今までないと思うのですが、いかがでしょうか。

○野口事業推進室長 51柱につきましては、海外資料調査に基づく情報ではないのですが、例えば旧海軍司令部壕で民間のボランティアが収容した御遺骨であったり、そうしたものになります。

○浜井構成員 そこはきちんと整理しなければいけない部分だと思います。つまり、沖縄において何か所調査がされて、そもそもの件数が幾つで、大々的に調査をしたけれども成果がなかったというような大きな報道もなされているわけです。他方で、いや違います、51柱見つかっていますということであれば、その報道を訂正しなければいけないと思います。そこまで言ってよい話なのかどうかという点も含めて精査が必要なのではないかなと思いますし、整理は必要だと思います。そこは、メディアに対しては訂正を凶っていくということでしょうか。

○星野事業課長

メディアで出ている177か所というのは、海外資料情報に基づく情報数でございます。海外資料情報については、沖縄県に提供して、その結果、発見された御遺骨はゼロだったと。これは事実として間違いないということでございます。

厚生労働省では、令和4年3月末現在、約3,300か所の情報を持っておりますけれども、この情報については海外資料情報と併せて現地調査により取得した情報がございます。沖縄に関しては、令和4年3月末以降保有していた情報が105件ございます。この105件の中に、海外資料情報が89件ございまして、それ以外に現地情報が16件ございます。令和4年3月末以降、沖縄の保有情報は105件なのですけれども、海外公文書館から発見された御遺骨はゼロなのですが、いわゆる現地情報数の16件の中で51柱の御遺骨が確認されたといった事実でございます。

○浜井構成員 105件の内訳ということですね。それと、令和4年3月より前からの数字、89件にプラスアルファしたのが177件の海外公文書館での調査に基づく調査箇所であるということですね。分かりました。ありがとうございます。その点を確認したかったということでございます。

あわせて、沖縄に関しましては、資料の11ページにもございましたが、前回の会議が終わってから、10月中旬以降、そして12月と2回職員を派遣しているということでもあります。この会議の中で何度も視察を求めています。前回は、特に沖縄南部においては、遺骨がまだ残っていると考えられるところに、ごみなども散乱をしているという状況が広く知

られているということも含めて、視察をしてほしいということを要望したわけでありませうけれども、その結果はいかがでしょうか。

○星野事業課長

沖縄摩文仁のごみのお話でございますけれども、摩文仁の崖地に、蓋然性が高いとまでは言えないけれども、御遺骨がある可能性があるということで、そこに不法投棄されたごみが大量にあるというお話は聞いているところでございます。

視察の話でございますけれども、今回、令和7年12月に職員を派遣した際、センター職員の案内の下に同場所の視察を行いました。ごみが堆積している場所というのは、崖を下りたところに何か所かあるということで、崖下ということもあって、急な勾配であったり、狭い崖を渡らなければならないなど、行程上非常に危険なところであるという中で、また、ハブの生息地だということで、非常に注意して進んでくださいという注意を受けながら、視察はさせていただきました。安全面に配慮しながら行う必要があったわけですが、実際に現場を視察した場所には、空き缶などのごみが非常に堆積していたということは確認されております。ただ、視察場所において、目視ではございますけれども、御遺骨の確認はできなかったところでございます。

沖縄のごみ問題については、内閣府のほうで沖縄県と相談して進めていくというのを聞いておりますので、その結果で仮に御遺骨が確認されたということがあれば、情報提供いただいて、遺骨収集に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○浜井構成員 ありがとうございます。

12月に視察を行ったということで、ありがとうございます。

ごみの問題は、内閣府のほうとも協力をしながら対応されるということですので、その対応が何かこういうことが行われましたとか、そういう予定であるということが分かりましたら、ぜひ御報告をいただきたいと思っております。

視察を行っていただいたというのは非常に前進だなと思っているのですが、併せてごみだけではなくて、いわゆる辺野古基地に使用される可能性のある場所の視察、御遺骨が含まれているかもしれないという土砂の視察という点に関してはいかがでしょうか。

○星野事業課長 何度かこの場で申し上げているところでございますけれども、防衛省のほうでは、いわゆる南部の土砂、どこから土砂を取るかということは、決まっていないということでございます。

防衛省には、開発工事をしている際に、御遺骨が発見された場合は市町村に通報していただいて、厚生労働省のほうにも御連絡していただくという仕組みができておりますので、御遺骨の情報がございましたら、引き続き連携しながら対応していきたいというところでございます。

○浜井構成員 ありがとうございます。

もう一つ、確認といいますか質問させていただきたいのですが、これも最近の報道ベースの情報ですが、沖縄の宮古島沖に沈んでいる旧日本軍の艦艇に関して、旧日本海軍の敷

設艇の「燕」と思われる艦艇がそこに沈んでいるのではないかということで、その御遺骨の調査が民間のダイバーなどで行われているということでございます。今まきに行われていると思うのですが、いわゆる沈船に関する海没遺骨の収容問題に関しては、できるだけ積極的に情報を収集していくという姿勢に転じたと理解をしております。この問題について、幾つか報道を見ますと、遺族が何度も国にお願いをしている、そういう要望を寄せているんだというような、そういったことも見られるわけなのですが、この件に関する対応というものが何かありましたら教えていただきたいと思えます。

○野口事業推進室長 「燕」は、たしか3月1日にダイバーの方が潜ってというような報道は承知しております。ただ、現在、船体自体がまだ確認をされていないということで、沈没艦船内の御遺骨につきましては、観光ダイバーなどの目に触れて、御遺骨の尊厳が損なわれているような場合に、技術面・安全面の検討を行って、可能な場合に遺骨収集を行うというような基本的な方針がありますので、現時点ではまだ船体が確認できておりませんので、「燕」に関しては厚生労働省としては取組の対象とはしておりません。

○浜井構成員 ありがとうございます。

そのような要望があっても、そのような理由で受け付けないということですね。

○野口事業推進室長 そうですね。現時点でまだ御遺骨の尊厳が侵されているというような状況にはないと承知しております。

○浜井構成員 この問題に関しては、御遺骨の尊厳もさることながら、宮古島沖ということで、日本近海ということもあり、かねてからここに沈んでいるのではないかという情報は幾つもあるわけなのです。そういったものに関しても、確認ができていないから、民間に任せて、確認されたら動くのかという問題にもなってきますので、情報があるのであれば、あるいはそういう要望があるのであれば、そういったものを一つ一つしっかり受け止めて対応する必要があるのではないかなと思えますので、それは意見として述べておきたいと思えます。

長くなりました。以上でございます。

○犬伏座長 浜井構成員からは、いろいろ御質問や御意見をいただいております。なかなか全て網羅的にというのも難しいかもしれませんが、情報のキャッチについては引き続き御努力いただければと思います。

ほかに御意見はございませんでしょうか。

では、黒沢構成員、お願いします。

○黒沢構成員 今の浜井先生の御質問の関連でお尋ねしますけれども、御遺骨の尊厳が損なわれるというのは、どういう状況あるいはどういう定義のものなのでしょう。

○野口事業推進室長 御遺骨が人の目に常時触れるような、常時ではないですが、人の目に触れて、見せ物になってしまうようなことをこちらとしては考えております。

○黒沢構成員 海没の場合、常時触れるというのはなかなか想定しにくいのですけれども、それこそ観光ダイバーさん、観光で潜ったりして目に触れるということになるのかと思

ますけれども、ただ、目に触れなければそこに御遺骨があるかどうか分からないわけで、それで何か商売でもするのだったら尊厳が失われると思いますけれども、普通それでみんながわいわい寄ってきてということもあまり考えられないのですが、そうすると、特に海没の場合、尊厳のそういうふうな捉え方というのは現実離れしているのではないかなという感じは今お伺いして感じました。

○星野事業課長 海没の考え方でございますけれども、先ほど野口室長から御説明させていただいたように、人目にさらされて御遺骨の尊厳が損なわれるような場合に、技術面・安全面を確認した上で遺骨収集を行うということを基本的な考え方として、この場でも御説明させていただいて、令和2年に基本的な考え方を取りまとめたところでございます。

人目にさらされるという状態は、いわゆる一般のダイバーの方々が潜って、沈船の中に遺骨があるというのが週刊誌でさらされた経緯が過去でございます。近年では、SNS、エックスだとか、ユーチューブだとか、ティックトックだとか、そういったところで人目にさらされてしまうということが多々ありますので、そういったことについては、我々としてもそういった情報があればきちんと情報収集しながら遺骨収集に取り組んでいくという基本方針の下で進めているところでございます。

特に沈没艦船の中の遺骨収集ということでございますけれども、海の中は潮流、流れが強かったり、沈没艦船の内部というのは非常に複雑な構造で、突起物もあって、暗闇の中で作業するというのは非常に危険を伴う作業ということでございますので、技術面・安全面もきちんと確認した上で、対策を十分踏まえながら遺骨収集をしていかなければいけないと考えているところでございます。

○黒沢構成員 ありがとうございます。

いろいろな状況がありますし、実際の実施というのは困難だと思うのですが、ただ、御遺骨を収集するというのが重要な点になりますので、こうこうだからなかなか手がつけられないというのは一つの方針だと思うのですが、どうしたらそこに着手できるかというような方向性でもお考えいただきたいと思います。

○犬伏座長 安全面や技術面の問題はあるかと思いますが、やはり遺骨があるということが、それが沈没艦船であれば御遺骨の可能性も強いと思われまますので、可能な限り収集に御努力いただければと思います。どのくらいの手当てができるかということもあるかと思いますが。

ほかはいかがですか。

森本オブザーバー、どうぞ。

○森本オブザーバー 各戦域について、詳しい進捗状況の説明ありがとうございます。

戦後80年とよく言われますけれども、現実に抑留中に死亡された方を除いては、その前3年半、あるいは戦域によってはその前に戦死された方々がほとんどでありまして、今、現地の当時の戦域あるいは戦場に住んでいたという、現地のことを知っているという現地の住民の方々はほとんどいなくなった状況が現実でありますので、今、説明がありました

ように、海外公文書情報の掘り起こしを加速させていただいて、ぜひ当該事業の進捗をお願いしたいという遺族としての要望です。

○犬伏座長 時間がたてばたつほど、情報収集等も、現地の方々も含めて難しいことではあると思いますので、できるだけ迅速化を図っていただければと思うところでございます。御要望、お願いということが重なりますけれども、この事業は重要な事業でございますので、一柱でも多く収容し、身元が判別するようにということを願うばかりでございます。ほかはいかがでございますか。

それでは、次の資料3に移りたいと思います。戦没者の遺骨鑑定の取組状況についての御説明をお願いいたします。

○田畑戦没者遺骨鑑定推進室室長補佐 戦没者遺骨鑑定推進室の田畑と申します。

資料3、戦没者の遺骨鑑定の取組状況について御説明をさせていただきます。

資料の1ページを御覧ください。

戦没者遺骨鑑定センターの概要の資料となります。

令和8年1月末現在の業務内容や体制の概要を示した資料となっておりますが、前回の有識者会議の資料から変更点はございません。

資料の2ページを御覧ください。

戦没者遺骨鑑定の実施状況等についての資料となります。

まず1の戦没者遺骨の身元特定のために実施しているDNA鑑定でございますが、平成15年度から令和8年1月末までに7,796件審議いたしましたところ、1,293件の身元が判明しております。

また、令和8年1月末までに御遺族から申請を受け付けた件数は9,217件ございました。

2つ目の戦没者遺骨が日本人か否かを判定している戦没者遺骨の所属集団判定につきましては、令和2年度から令和8年1月末までに9,237件の判定が行われ、日本人の遺骨が8,873件、判定不可が63件、日本人遺骨の可能性が低いと301件となっております。

続いて、資料の3ページを御覧ください。

令和7年度における戦没者遺骨の身元・所属集団の確認状況の資料となります。

1の身元特定DNA鑑定会議につきましては、令和7年度はこれまでに4回開催しており、770件を審議した結果、10件の身元が判明しております。

2の所属集団判定会議につきましては、令和7年度はこれまでに3回開催しており、1,304件を審議し、日本人の遺骨であるが1,061件、判定不可が215件、日本人である可能性が低い遺骨が28件ございました。

なお、そのうち、次世代シーケンサによるSNP分析の結果等を踏まえて総合的判定により所属集団判定された件数を、括弧内に記載しております。

続いて、資料の4ページを御覧ください。

こちらは、戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定に関する広報についての資料となります。

これまで、新聞広告など様々な手段を通じまして、戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定を御案内してきました。左下色つき背景の参考が、令和7年度これまでに実施した広報の取組となります。

今年度の新たな取組といたしましては、5月に市区町村の特別弔慰金受付窓口へポスター、リーフレットを送付し、御遺族へリーフレットの配布を依頼しております。

8月には、映画『ペリリューー楽園のゲルニカー』とのタイアップポスターを地方自治体等に配付しております。

10月には、特別弔慰金の新規対象者宛てのお知らせにリーフレットを同封しております。

12月には、先ほども御報告いたしましたが、厚生労働省ホームページに公開した、「先の大戦における戦没者の遺骨収集事業」の広報動画において、DNA鑑定について周知しております。

続いて、資料の5ページを御覧ください。

戦没者遺骨鑑定に関する研究等についての資料となります。

まず①戦没者遺骨の次世代シーケンサによるSNP分析事業については、令和7年度は約230件、国立科学博物館の方で分析を進めていただいているところです。

②形質人類学的鑑定人の養成に係る研究事業については、令和8年1月末までに11名を養成しており、このうち4名が遺骨鑑定人として遺骨収集事業に同行をしております。引き続き、遺骨収集事業に協力いただく予定としております。

③戦没者遺骨の年代測定及び所属集団判定における同位体分析の活用に係る研究事業につきましては、令和7年度は骨アパタイトの続成作用の影響を検討し、骨アパタイトの標準プロトコルの作成、骨アパタイトから酸素、歯と骨のアパタイトからストロンチウムを分析するとともに、日本人に関するストロンチウム等の確率分布の作成などに取り組んでいるところです。

④令和7年度はフィリピン現代人から試料を採取。また、フィリピンとインドネシアの試料の各種同位体分析を行い、データベースを作成。両国の遺跡出土人骨等の各種同位体分析に関する文献を調査し、当該データベースの妥当性を検証。また、パプアニューギニア現代人と日本人戦没者の判別式の開発などに向けて、取り組んでいるところです。

下段2の厚生労働科学研究「戦没者遺骨の身元特定にかかるDNA鑑定の精度向上に関する研究」の成果については、多数の遺骨・御遺族から該当する血縁者をスクリーニングする専用ソフトの試験運用による検証を行っているところであり、令和7年2月、7月、11月に鑑定機関と意見交換を実施し、ソフトウェアの実用化を目指しているところです。

資料の6ページ目を御覧ください。

硫黄島収容遺骨に対する同位体分析の実施についての資料となります。

安定同位体分析は、遺骨に含まれる複数の元素の同位体データから、戦没者の食習慣や成育地域を推定し、日本人であるかどうかといった所属集団の判定に活用する手法であり、令和4年度から研究を進めているところです。

これまでの研究成果の一つとして、日本人戦没者の同位体分析の結果を基に、炭素・窒素の安定同位体比の確率分布を作成しました。しかし、この確率分布には日本人以外の南方地域の現地人が含まれる可能性が否定できないため、現在、主食が米で食性が日本人に近い南方地域の方と日本人について、各種元素の安定同位体比データの比較検証を行っております。この比較により、日本人と現地人を区別することなどを目的として、現在、厚生労働科学研究を進めているところです。

一方、硫黄島の戦没者については、旧日本軍と米軍の関係に限られ、海外収容地のように、現地住民の遺骨が混じる可能性がありません。また、日本人と米国人では食性が大きく異なることから、研究成果の一つである資料右下の炭素・窒素安定同位体比による日本人の確率分布を活用することで、旧日本軍と米軍の遺骨を区別できるのではないかと考えております。

具体的な安定同位体分析の活用方法については、下段のプロセス図に示した赤い点線部分になります。形質鑑定や遺留品等だけでは、旧日本軍か米軍の遺骨か分からないケースについて、安定同位体分析を用いてスクリーニングを行うことを考えております。安定同位体分析の結果なども踏まえ、「日本人の可能性がある」とされた場合には、これまでどおりDNA鑑定に進みます。一方、「米国人の可能性がある」とされた場合には、米国DPAAに情報提供を行うという枠組みを考えております。

続いて、資料の7ページを御覧ください。

戦没者遺骨の年代測定及び所属集団判定における同位体分析の活用に係る研究事業についての資料となります。現在、東京大学総合研究博物館に委託し、研究を行っているものです。

先ほど5ページの「戦没者遺骨鑑定に関する研究等について」でも御説明いたしましたが、骨アパタイトの続成作用の影響を検討し、骨アパタイトの標準プロトコルの作成、骨アパタイトから酸素、歯と骨のアパタイトからストロンチウムを分析するとともに、日本人に関するストロンチウム等の確率分布の作成などに取り組んでおり、概ね計画どおりに進んでおります。

この委託研究の成果が、右下段濃いピンクで示した部分の厚生労働科学研究に活用されて、研究が進められることとなります。厚生労働科学研究については、次の8ページで御説明します。

それでは、資料の8ページを御覧ください。

こちらが厚生労働科学研究の資料となります。

遺骨の収容地、南方の地域ですが、日本人か南方の方かの所属集団判別の研究のため、令和6年度から南方地域の現代人の試料採取・分析、文献調査、データベースの構築・検証、複数の安定同位体データを用いた日本人と南方地域の方の判別式及び判別ソフトの開発等について研究を実施しており、今年度の研究が3年計画の2年目となります。

こちら5ページで御説明しましたが、令和7年度は、フィリピン現代人から試料採取

を行いました。

そして、フィリピンとインドネシアの試料について各種同位体分析を行い、データベースを作成。両国の遺跡出土人骨等の各種同位体分析に関する文献を調査し、当該データベースの妥当性を検証しているところです。

また、パプアニューギニア現代人と日本人戦没者の判別式の開発などに向けて取り組んでおり、概ね計画どおりに進んでおります。

実用化については、今後得られる研究事業の成果をDNA鑑定や形質人類学の専門家等にも御議論いただき、現在の鑑定プロセスへの活用について検討する予定です。

以降の資料につきましては参考資料となりますが、今回、前々回の有識者会議において御報告いたしました沖縄における古墓判定に関する基準値の見直しにあわせて、24ページに『戦没者遺骨収集等における手順書 別冊「沖縄における古墓由来の遺骨との判別について」』の文言修正の改訂を行ったものを、参考資料1として付けております。

資料3及び参考資料1の御説明は以上となります。

○犬伏座長 ありがとうございます。

ただいまの資料説明につきまして、御意見ございますでしょうか。

お願いします。

○熊谷構成員 御説明ありがとうございました。

熊谷です。

1点質問なのですが、3ページを見ますと、日本人の遺骨であるということが令和7年度で1,000件を超える件数が分かったということなのですが、これについては順次、検体ではなくて御遺骨のほうを収集といいますか日本に帰還させるというようなことで、計画がもう立てられているということですのでよろしいのかどうかということをお教えいただければと思います。

○野口事業推進室長 御質問ありがとうございます。

1,061件全てが抜本の見直し以降に送還した検体ではないとは思いますが、先に検体を持ってきまして、新しいプロセスに沿ってDNA鑑定で日本人の遺骨であると判定された御遺骨につきましては、計画的に海外の各地から御遺骨本体を日本に送還しておりまして、今後もその計画で実施してまいるところでございます。

○熊谷構成員 ありがとうございます。

○犬伏座長 ほかにいかがでしょうか。

大分技術的にといいますか、精度も上がってきているということです。

森本オブザーバー、よろしく申し上げます。

○森本オブザーバー 広報についてですけれども、私は既に厚労省のほうへ私のデータを提出して、マッチングというか、戦没の遺骨とは合致しないという報告を受けておりますけれども、私の周囲のほとんどの人間には、この広報に基づいて、自分のデータを提出するように私も話しておりますけれども、ほとんど私が知っている人間は合致しないという

報告を1年後あたりに受けておりますけれども、逆に言えば、我々みたいに遺族のデータをどのくらい厚労省でお持ちなのでしょう。そういうデータは、都度照合はしないのでしょうか。遺骨収集で日本人と判定されたDNA鑑定の照合については、それぞれの戦域でデータの精査を行っておられるのでしょうか。現在どのくらい広報に基づくというより、これに沿って厚労省にデータを提出している遺族がいるのかということデータをしてお持ちでしたら教えてほしいと思います。

○小泉戦没者遺骨鑑定推進室長 遺骨鑑定推進室です。

御質問ありがとうございます。

御申請があったのは、2ページの1の3つ目の○のところに、平成15年度から令和8年1月末までに御遺族から9,217件の申請を受理しております。申請をいただいた中で、こちらのほうが保有している情報と照らし合わせてDNA鑑定ができるようになった場合に、御遺族のDNAを出していただくという形になっております。

一方で、9,217件というのはある意味家族単位と考えていただければと思っております。1家族から例えば息子さんとおいごさんの2人分の検体を出していただいているということもありますので、実質はこの数よりも多いような数を御遺族のDNAとして頂いているというような形でございます。

○森本オブザーバー できるだけDNA鑑定自体の日本人の遺骨としての判定を加速していただいて、私も先週、遺骨収集から帰ってきたばかりですけれども、南方方面は特に非常にデータも少ない状況ですので、先ほどの資料2にありましたように、現地の情報が枯渇している中で、できるだけ情報に沿って、また、現地調査、遺骨調査にできるだけ厚労省の判定できる人間を同行させる。今、養成期間というか、11人という話がありましたけれども、ほとんどの戦域の調査に、遺骨を蓋然性から判定できて、日本へ検体を持ち帰ることの可能な遺骨の判定のためには、そういう方に同行してもらわなければいけないので、可能な限りというより、そういう人たちを増やしていただいて、同行させていただきたいと思っております。

○犬伏座長 マッチングのためには、御遺族の方のデータをできる限り提出していただくということも必要でしょうし、その前提になる日本人の遺骨であるという所属集団の判定にも御尽力、迅速化をお願いしたいということだと思っておりますので、その点についても御意見を踏まえて御努力いただければと思います。

ほかに御意見ございますでしょうか。

黒沢構成員、お願いします。

○黒沢構成員 御説明ありがとうございました。

2点ほどなのですが、PR活動、広報活動についてなのですが、若い方にもこういう取組をしているのを知っていただくということは必要だと思うのです。御遺族のお孫さんであるとか、ひ孫さんの世代ということになるかと思うのですが、その場合、今はとにかく紙の文字というのは若い人は見ないものですから、SNSとか、ユーチュー

ブとかという、とにかくスマホで見られるようなものでしょうか。そういうところで情報をキャッチしているという若い人が多いと思うのです。南方で亡くなったとどこかで聞いたけれども、そういえばおじいちゃんの遺骨はどうなっているのとか、この前、北方領土の出身で亡くなられた方のお孫さんと話す機会があったのですけれども、そういえば遺骨ってどうなっているんだろうということを話された方もいらっしゃるのです。それは場所の問題ですけれども、おじいちゃんとかそういう方々が、おばあちゃんも含めてでしょうか、どうだったのかなという疑問とか思いをお孫さんとかひ孫さんが持っていただくということと言うと、広報媒体もSNSのようなものが必要なのかなと思うのですが、もう既に組み込まれているところがあるのかもしれないのですけれども、もし組み込まれているようだったら教えていただきたいというのが一つです。

それから、いろいろな御研究があって、成果が取り入れられて、遺骨鑑定の精度が上がってきているというのは非常に喜ばしいことだと思うのですけれども、日本人とそうでない方の判別といいますか、そういうことが進むということがまず最初の段階だと思うのですが、日本人ということなのですから、ここで想定されている日本人は当然民族的に日本人ということなのだと思うのですが、戦前においては、御承知のように朝鮮の方も中国、台湾の方もいらっしゃったわけですし、いわゆる戦後、在日と呼ばれるような方々のお父さんたちといいますか、あるいは御本人もいらっしゃったわけですから、判別の際に、もしかしたら日本人ではないというふうなグレーゾーンのところ、朝鮮の方とか、台湾の方とか、中国の方とか、そういう方が入っていらっしゃる場合があるのではないかと思います。日本人の範囲がとにかく戦争中と今は違いますので、民族的にはもちろん戦前も戦後も違うのですけれども、国籍ということと言うと帝国臣民として存在されていたわけですね。だから、そこら辺のかつての日本人であった朝鮮系の方、台湾、中国系の方々と、現在多分想定されている日本人との判別というのは、厳密にできるものなのか、あるいはなされてきたのか、どういうふうに取り組みされてきたのかということ、改めて教えていただければと思います。

○小泉戦没者遺骨鑑定推進室長 まず、1点目のほうからお答えさせていただきます。

どういう広報媒体を使ってということですが、資料のほうにも書かせていただいているとおり、厚労省のLINEのアカウントがございまして、そういったものを活用して、DNA鑑定の申請に関する情報を提供しておりますし、最近ではエックス（旧ツイッター）も活用して広報しているところでございます。

○黒沢構成員 その点について、若い人は最近もうLINEはあまりやらなくなっているというお話も聞いたことがあるのですけれども、エックスは御覧になっている方が多いのかなと思うのですけれども、エックスは私はやらないのでよく分からないのですけれども、動画みたいなものはそこに含まれるのですか。

○小泉戦没者遺骨鑑定推進室長 我々のほうの中では、動画を使っているということではありません。

○黒沢構成員 動画みたいなほうが、より関心を引くのではないかと、若い人と話していると感ずるところがありました。

○小泉戦没者遺骨鑑定推進室長 2点目の部分についてですけれども、まず収集の段階で、朝鮮半島出身者の可能性があるとは分かった場合には、収集をしないで、その場でという形になっております。その後、所属集団判定会議という形になっております。この中では、DNAのほか、遺留品情報ですとか形質の情報、そういったものを含めて日本人かどうかというのを判定いただくという仕組みになってございます。

○黒沢構成員 ありがとうございます。

そのレベルで完全に判別できるということになるわけですか。そういう御認識ということですね。

○小泉戦没者遺骨鑑定推進室長 日本人と言えるものについては当然日本人と判定していただいていますし、日本人の可能性が低いとか、そこも厳密に言えないという場合は、判定不可ですとか、日本人の可能性が低いといった分類になってございます。

○黒沢構成員 そういう場合に、判定不可の中に朝鮮の方とかがいらっしゃる可能性もあるわけですけれども、厚労省としてはそれ以上は踏み込まないというスタンスということになるのでしょうか。朝鮮の方は朝鮮の方、台湾の方は台湾の方で御遺骨の返還と申しますか、還られることを大事にされるということはあると思うのですが、そこら辺の取組ということで、朝鮮といっても現在ですと具体的には韓国になってしまうと思えますけれども、韓国であるとか、台湾というのは微妙かもしれませんが、日本政府とそういう政府の方々との連携というのでしょうか、御遺骨返還に向けての連絡というのでしょうか、そういうやり取りも今まではないと思うのですが、今後考えていく必要はどこかで出てくるのかなという気はするのです。もともと日本人であった方々の御遺骨ですから、日本のために戦ったり、戦争に巻き込まれて亡くなられた方の御遺骨ですから、朝鮮、もう今は国籍が違うから、国が違うから知らないよというのはちょっと冷たいなど。

余計なことを言いそうになりましたのでやめますが、ちょっと冷たいというか、そういうことも将来的には課題になってくるのではないかなと、判定をしていく中で問題になるのではないかなということだと思しますので、今後御検討いただければと思います。

○犬伏座長 それでは、森本オブザーバー、よろしくお願ひします。

○森本オブザーバー 先ほどの質問がピンとずれだったかも知れませんが、一戦没者について数名のデータの広報から提供されている人がいるということは理解してはいますが、戦没者は1人ですから、それに対応した人はどのくらいお持ちかということをお聞きただけで、今、速攻ではなくても結構です。

あとは、検体の持ち帰りですけれども、今はフルボディーで見つかるという遺骨はほとんどない状況、先ほどからの埋葬地が特定された遺骨以外で、例えばニューギニアの場合でしたら各戦域を行動しながら亡くなった人が多い中で、フルボディーでは最近ほとんど見つかりませんが、遺骨が見つかった場合、厚労省の鑑定の人に蓋然性から日本人

と鑑定していた場合、検体の持ち帰りですけれども、検体が測定できるであろうという部位骨は複数持ち帰ることになります。そうすると非常に数少ない遺骨の中から、検体のほうが多かったりして、現地でDNA鑑定の結果を待っている、ニューギニアの場合は大使館で保管していただいていますけれども、そういうことも想定できる中で、例えば日本人と鑑定された遺骨からDNA鑑定が可能であるという部位骨はできるだけ持ち帰るという方向でしょうか。あるいは、2点とか3点とか、もちろん同じ部位骨を2つ、3つ持ち帰るということはある得ないことですが、その辺について、日本へ送還する部位骨というのは可能な限り持ち帰るということに理解していいでしょうか。

○小泉戦没者遺骨鑑定推進室長 今、持ち帰っている検体は、手順書に基づいて持ち帰ってございます。今、森本オブザーバーのほうから御意見があった、南方のお話が先ほどあったかと思えます。南方の部分については、いろいろなケースに分かれて持ち帰る検体は変わってくるのですけれども、基本的には検体採取部位、いわゆるDNAが出ると言われている側頭骨の錐体、上腕骨ですとか大腿骨といった四肢骨、さらに歯、こういったものを持ち帰ることになっており、それ以外で最小個体部位を判断できるものが別にある場合は、さらにそれも持ち帰るという形になってございます。

○森本オブザーバー 承知の上で質問しているのですけれども、かつては歯が重要なことでしたけれども、現在は四肢骨も含めてDNA鑑定に資する可能性のあるものを持ち帰っていますけれども、そういう部位骨は、1つのことについて、多ければ多いほどいいのか、あるいは主要な部位骨に絞るのか、そこをお聞きしているのです。

○小泉戦没者遺骨鑑定推進室長 御指摘のとおり、最初は歯だけでした。その後、四肢骨に拡大、さらに錐体に拡大、さらにほかの例示として腓骨とか、抜本的見直しを踏まえて最小個体を判断する部位を持ち帰るということになってございます。

それぞれどの部位が出るのかという部分については、DNA鑑定人会議という今の身元特定会議の前身のときから、DNA鑑定の専門家の方々に御議論いただいた上で、今の検体となっているということにございます。

○森本オブザーバー ありがとうございます。

したがって、できるだけ現地の遺骨を日本人と蓋然性から鑑定ができるような厚労省の人たちを遺骨調査には同行させるという形、先ほどからもう意見が出ていますけれども、ぜひお願いしたい。

以上です。

○犬伏座長 ありがとうございます。

何分私どもは森本さんのように現地に行っているわけではなくて、そういった現状というのは十分に理解しているわけではなかったのも、非常に現実の遺骨収集の現場での御発言、御意見だと思います。

ほかはいかがでございましょうか。

それでは、最後の資料に行きますが、令和8年度予算案についての御説明をお願いいた

します。

○堀内事業課課長補佐 事業課の堀内でございます。よろしくお願いいたします。

お手元の資料4の令和8年度予算案について御説明をさせていただきます。

まず、1ページを御覧ください。

この資料は、遺骨収集に係る予算額のこれまでの推移について表しております。

御覧のとおり、平成28年度の遺骨収集推進法制定以降、遺骨収集事業を行うために必要な予算額を確保してきたところです。

資料の一番右側の令和8年度予算案につきましては、現在、今国会で審議中でございますけれども、事業の実施に必要な予算額としまして約33.8億円を計上しております。また、それとは別に、令和7年度の補正予算としまして約2.3億円を確保しておりまして、この2.3億円は次年度に繰り越した上で事業に充てていく予定としております。

令和8年度予算案と今の補正の額を合計いたしますと、約36億円の予算規模となっております。

次ページを御覧ください。

2ページと3ページにかけまして、令和8年度予算案の内訳を整理しております。

また、令和8年度予算案の右側の括弧内におきましては、令和7年度当初予算額とはまた別に、補正予算として確保した金額を記載しております。

令和8年度の予算案は御覧のとおり、硫黄島の事業をはじめまして、大きく6つのカテゴリーに分かれております。

まず、事項の1、硫黄島では、関係省庁会議において決定された取組方針に基づきまして、ボーリング調査で発見された滑走路地区の地下壕からの遺骨収集、また全抜開による表層の遺骨調査を行う予算を計上しております。硫黄島の予算は、令和7年度当初予算と比較しますと約1.3億円の減額となっております。

続いて、事項の2、海外等における遺骨収集事業におきまして、集中実施期間内における取組を計画的に進めていくために、ここで書いている御覧の地域の現地調査、また遺骨収集の実施に必要な予算額を計上しております。

令和8年度予算額は約11.9億円となっております。昨年度と比べて約1億円の増額としております。増額した経費につきましては、先ほどの遺骨収集事業における報告事項で御説明させていただきましたが、パラオ諸島ペリリュー島で発見された集団埋葬地の関係経費となっております。集中的に加速して事業を進めていくために、派遣回数増加、現地作業員の増員など、体制確保に必要な経費を計上しております。

また、パラオ諸島のほかにマリアナ諸島テニアン島でも集団埋葬地が発見されたことから、集団埋葬地に係る遺骨収集に対応できるように、令和7年度補正予算として約1億円を確保したところです。

一番下の3の法人運営経費につきましては、昨年度と比べ約2000万円増額しております。この増額分は主に派遣回数を増やしたパラオ諸島の派遣に対応するため、指定法人におけ

ます体制整備の経費になってございます。人件費ですとか事務費などを計上しております。
続きまして、3ページを御覧ください。

事項を飛ばしまして、真ん中の5番の遺骨の鑑定経費です。遺骨の鑑定につきましては、令和3年10月から、遺留品などの手がかり情報のない遺骨の身元特定のためのDNA鑑定を、地域を限定せずに公募により実施する取組を進めているところでございます。令和8年度予算案につきましては、戦没者遺骨の鑑定を充実させ、遺族への遺族返還を促進するために必要なDNA鑑定経費などを計上しております。

令和8年度予算額は、昨年度と比べまして約3000万円を増額しております。この増額分は主にパラオ諸島ペリリュー島の遺骨収集におきまして、形質の専門家が行う鑑定経費、専門家の旅費ですとか雇上費、そういった経費を計上しております。

また、それとは別に、補正予算として約1.1億円を確保しておりますが、これらの経費はDNA鑑定機関における専従技師の確保に係る経費となっております。

6番目の遺骨・遺留品の伝達につきましては、御遺骨が本邦に送還された際に開催する遺骨の引渡式の経費、また、御遺族が判明した遺骨・遺留品の伝達に必要な経費などを計上しております。

資料に記載いたしましたとおり、令和8年度予算額は4100万円計上しております。昨年度と比べて300万円を増額しております。これは主に遺骨引渡式の回数増加によるものとなっております。そのほか、補正予算としまして1100万円を確保しておりますが、これは本邦へ送還された御遺骨や検体を安置するための省内霊安室の増設のための経費となっております。

続いて、4ページでございます。

こちらは社会・援護局全体の令和8年度予算案の主要事項についてまとめたものでございます。

先ほど御説明した遺骨収集事業の関係経費は、この資料の事項の3に記載をしております。

次に、5ページでございます。

こちらにつきましては、令和7年度の援護関係補正予算の主要事項につきまして整理した資料となっております。御参考までに添付させていただきました。

簡単ではございますが、以上が資料4の御説明でございます。

○犬伏座長 ただいまの令和8年度予算案について、御質問はございますでしょうか。

まさに今、国会で審議中ということになりますけれども、粛々と成立することを願うばかりということにはなりません。

それでは、事務局からの説明は、資料1から資料4まで全ての議題についていただきましたけれども、全体を通じて御質問や御意見はございますでしょうか。

浜井構成員、お願いします。

○浜井構成員 ありがとうございます。

先ほど黒沢先生のほうからも、広報ということでお話がございました。私も、学生なんかと話をしていまして、もう最近はエックスも見ないということで、インスタかティックトックだというようなことも言うておまして、かなり時代が変わってきているなと思いました。そのような動向なども踏まえながら広報するというのは、対象はもちろん若い人たちも含めてということになるわけなのですが、広報といったときに、どこに向けて広報するのかということは当然考えなければいけないところでございます。もちろん御遺族の方々に、特にDNA鑑定の申請とか、そういったことを周知するというのもさることながら、こういった事業があるのだということをより広く知ってもらうということ、そういった啓発が必要になってくるだろうと思います。

そういった観点から言うと、映画『ペリリュー』とのタイアップというのは一つ大きなきっかけというか展開ができるのかなと思っていたのですが、映画館に行ってもこのポスターを見かけることもなく、恐らく都道府県とか市町村に配付しただけで終わったのではないかなと思えます。『ペリリュー』の映画というのは原作が漫画になっていて、その中で遺骨収集の話も出てくるわけなのです。映画自体はまたちょっとそれは違うところもあるわけなのですが、特にこれを見に行く人たちは若い人たちが多くて、声優さんも関係していると思いますけれども、私の学生なんかにも勧めていたわけですし、そういった若い方々に、こういった事業がある、あるいは学生ボランティアとかも遺骨収集事業に従事されている方もいるわけですので、そういったことに興味を持ってもらうということが実は必要だったのではないかな。そういう意味では、例えば大学とか高校などにもこのポスターを配ったり、そういったことも、今さらではあります、したほうがよかったのではないかなと思う次第です。いずれにせよ、広報といったときの対象を広く考えていただきたいということを1つ要望といいますか、今お話を伺っていて考えた次第でございます。

もう一点、前回、最後のほうでお話に出ました長生炭鉱の件でございます。前回、議論といいますか、ちょっと話題に出たわけですが、その後、動きがありまして、この1月に日韓の首脳会談で、DNA鑑定に関して日本政府としても協力をしていくということで合意がされたという話でございました。前回の会議から展開があったわけですが、この件に関して、DNA鑑定ということも含めて、何か厚労省としての取組状況でありますとか、現在の状況を教えていただければと思います。

○星野事業課長 長生炭鉱の件でございますけれども、ボランティアの方が現地で御遺骨を取り上げて、たしか4つの御遺骨が発見されたということで、こちらのDNA鑑定については、日韓で共同して進めていくという話を聞いているところでございます。

厚生労働省としましては、厚生労働省内の他部署にいわゆる朝鮮半島出身労働者の遺骨問題を取り組んでいる部署がございますので、そこと連携しながら、我々がやっている日本人戦没者のDNA鑑定の取組などについては情報共有しながら進めて、この問題については我々の所管ではない案件ではございますけれども、日本人戦没者についてはこういうことをやっています、例えば鑑定機関としてはこういうところがありますみたいな情報共有は

させていただいているところです。

○浜井構成員 もちろん所管ということはあるとは思いますが、それとは別に、広く日本政府として協力してやっていくということでもありますし、ノウハウを持っているのは、今までの経験の蓄積があるところだと思いますので、それはぜひ積極的に協力をしてやっていただきたいと思います。

以上です。

○犬伏座長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

本当に若い人たちは戦争の話をするということ自体に否定的な向きもあるというようなことも聞いたりしているところですが、現実の私どもがここまでに至った歴史というものの悲惨さであるとか、そういうところを理解していただくということも、私どもはここに携わっているがゆえに非常に関心を持ってはいるのですが、そういう関心を広く若い世代に持っていただきたいと思いますし、おじいちゃんがとか、お孫さんがそういうことに気づくというような機会が多く得られるようにと思っている次第です。

私も非常にIT弱者ですので、ホームページぐらいしか見ないのですが、ホームページを見ても、厚生労働省のホームページぐらいではというか、なかなか気づきが多くないところもありますので、ぜひ効果的な媒体で広報ができるように思っております。引き続き、よろしくお願ひしたいと思います。

いかがでしょうか。長時間にわたる御審議をいただいておりますけれども、さらに御意見、御質問がないようでしたら、本日の議題は以上となります。

それでは、最後に事務局のほうから御連絡がございましたら、よろしくお願ひします。

○徳永課長補佐 次回の会議の開催時期につきましては、改めて御相談申し上げます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○犬伏座長 本日は、長時間にわたって非常に貴重な多方面にわたる御意見、御質問、御指摘、御要望も多々ございましたけれども、以上をもちまして、令和7年度第2回「戦没者の遺骨収集に関する有識者会議」を終了いたします。

本日は本当に長時間にわたりありがとうございます。